

着陸料算定の特例

中部国際空港供用規程（以下「規程」という。）第15条第2項第1号エに規定する中部国際空港の着陸料算定の特例を次のとおり定める。

I 最大離陸重量の特例

1. 特例の対象及び種類

規程第15条第2項第1号アからウまでにおいて着陸料の算定を行う場合の算定の基礎となる最大離陸重量の扱いについては、次に掲げる特例を設けることとし、当該特例は2. から5. までにおいて定める内容とする。また、それぞれの特例の適用については、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項又は同法第129条第1項の許可を受けた者とする。以下同じ。）ごとに行うこととする。なお、2. から5. までの規定に基づいて算定される重量を、IIにおいて着陸料の算定を行う際に計算の基礎となる重量から割り引くべき重量（以下「割引重量」という。）とする。

（1）航空運送事業者のうち、国際航空に従事する航空機を運航する者（以下「国際航空運送事業者」という。）に適用されるもの

- ① 国際線増量割引
- ② 国際線貨物拠点化割引

（2）航空運送事業者のうち、国内航空に従事する航空機を運航する者（以下「国内航空運送事業者」という。）に適用されるもの

- ① 国内線増量割引

2. 国際線増量割引

（1）割引重量の算定対象は平成28年4月1日から平成32年3月31日までの新規就航等により生じた増加増量とする。また、割引重量の算定に際し用いる単位期間は、6箇月間とし、上期は4月1日から9月30日まで、下期は10月1日から翌年3月31日までとする。

（2）対象となる航空機は、中部国際空港に着陸した国際航空に従事する航空機で、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に路線（これと接続して運航される本邦内の各地間における路線を含む。）を定めて一定の日時により有償で旅客又は貨物を運送する航空機とする。

（3）割引重量は、（2）の条件を満たす航空機のうち、もっぱら貨物を運送する航空機とそれ以外の航空機とにそれぞれ区分して算定する。

（4）各年・各期における割引重量の算定は次による。

- ・ $W(y) = (1)$ に規定する単位期間における（2）及び（3）に規定する航空機の最大離陸重量を当該国際航空運送事業者ごとに合計する。（以下「国際線単位期間累計重量」という。）
- ・ 各年・各期の割引重量は、当該国際線単位期間累計重量の前年同期からの増加分を計算し、

これに割引率を乗じて算定する。

(ア) 平成 28 年度各期における割引重量

(a) $W_{27} \leq W_{28}$ の場合

$(W_{28} - W_{27}) \times 80\%$ を割引重量とする。

(b) (a) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(イ) 平成 29 年度各期における割引重量

(a) $W_{27} \leq W_{28} \leq W_{29}$ の場合

$(W_{29} - W_{28}) \times 80\% + (W_{28} - W_{27}) \times 50\%$ を割引重量とする。

(b) $W_{28} \leq W_{29}$ の場合

$(W_{29} - W_{28}) \times 80\%$ を割引重量とする。

(c) (a) (b) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(ウ) 平成 30 年度各期における割引重量

(a) $W_{27} \leq W_{28} \leq W_{29} \leq W_{30}$ の場合

$(W_{30} - W_{29}) \times 80\% + (W_{29} - W_{28}) \times 50\% + (W_{28} - W_{27}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(b) $W_{27} \leq W_{28} \leq W_{30} \leq W_{29}$ の場合

$(W_{28} - W_{27}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(c) $W_{28} \leq W_{29} \leq W_{30}$ の場合

$(W_{30} - W_{29}) \times 80\% + (W_{29} - W_{28}) \times 50\%$ を割引重量とする。

(d) $W_{29} \leq W_{30}$ の場合

$(W_{30} - W_{29}) \times 80\%$ を割引重量とする。

(e) (a) (b) (c) (d) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(エ) 平成 31 年度各期における割引重量

(a) $W_{28} \leq W_{29} \leq W_{30} \leq W_{31}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 80\% + (W_{30} - W_{29}) \times 50\% + (W_{29} - W_{28}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(b) $W_{28} \leq W_{29} \leq W_{31} \leq W_{30}$ の場合

$(W_{29} - W_{28}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(c) $W_{29} \leq W_{30} \leq W_{31}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 80\% + (W_{30} - W_{29}) \times 50\%$ を割引重量とする。

(d) $W_{30} \leq W_{31}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 80\%$ を割引重量とする。

(e) (a) (b) (c) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(オ) 平成 32 年度各期における割引重量

(a) $W_{29} \leq W_{30} \leq W_{31} \leq W_{32}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 50\% + (W_{30} - W_{29}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(b) $W_{29} \leq W_{30} \leq W_{32} \leq W_{31}$ の場合

$(W_{30} - W_{29}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(c) $W_{30} \leq W_{31} \leq W_{32}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 50\%$ を割引重量とする。

(d) (a) (b) (c) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(カ) 平成 33 年度各期における割引重量

(a) $W_{30} \leq W_{31} \leq W_{32} \leq W_{33}$ または $W_{30} \leq W_{31} \leq W_{33} \leq W_{32}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(b) (a) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(5) (4) の規定において、次のア又はイに該当する場合には各年・各期の割引重量の割引率に 20%を加算するものとする。ただし、アとイの両方に該当する場合であっても、加算する割引率は 20%とする。

(国際線多頻度運航割引)

ア 当該国際線単位期間累計重量の前年同期からの増加分が、新たな事業計画に基づき同一日において同一機材により中部国際空港と本邦外又は本邦内の他の地点との間を複数回運航されたもの、若しくは、それに準ずる運航をされたものによる場合。ただし、当該運航を週間 3 日以上行い、且つ、その他の曜日においても毎日の運航を行う場合に限る。

(国際線大型機材割引)

イ 当該国際線単位期間累計重量の前年同期からの増加分が、新たな事業計画に基づき最大離陸重量が 130 トンを超える大型機材により運航されたものによる場合。

(6) (4) の規定において、適用期間中に、新規就航や便数及び使用機材に計画的な変更（以下、「事業計画の変更」という。ただし、事業計画の変更のうち中部空港事務所が定める「運航の計画書 様式 2」で提出される変更を除く。）がない路線は、国際線単位期間累計着陸重量から除くものとする。

(7) (4) の規定において、適用期間以前の事業計画の変更により、当該国際線単位期間累計重量に前年同期の国際線単位期間累計重量と比較し増量又は減量があった場合は、必要な補正を行い、割引重量を算定する。

(8) (4) の規定において、当該国際線単位期間累計重量に前年同期の国際線単位期間累計重量と比較し減量があった場合、その減量が軽微なものと会社が認めたときは、必要な補正を行い、割引重量を算定する。

(9) (1) から (8) までの規定に基づき割引重量を算定するに際して、一の単位期間の日数とこれと比較すべき単位期間の日数に差がある場合には、必要な補正を行い、割引重量を算定する。

(10) 3. に規定する特例の適用を受ける場合、本特例は適用しない。

3. 国際線貨物拠点化割引

(1) 割引重量の算定対象は平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの新規就航等により生じた増加重量とする。また、割引重量の算定に際し用いる単位期間は、6 箇月間とし、上期は

4月1日から9月30日まで、下期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 対象となる航空機は、平成28年3月現在、中部国際空港と本邦外の地点との間に路線を定めて運航を行っていない国際航空運送事業者が、適用期間中に他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に2以上の路線（うち1路線は、中部国際空港と本邦内の地点との間でも可とする）を定めて新規に運航を開始し、一定の日時により有償でもっぱら貨物を運送する場合において、貨物の積込または取卸を行うために中部国際空港に着陸した航空機とする。

(3) 各年・各期における割引重量の算定は次による。

- ・(1)に規定する単位期間における(2)に規定する航空機の最大離陸重量を当該国際航空運送事業者ごとに合計する。(以下「国際線貨物拠点単位期間累計重量」という。)

- ・各年・各期の割引重量は、当該国際線貨物拠点単位期間累計重量の前年同期からの増加分を計算し、これに80%を乗じて算定する。

- ・割引重量を算定する期間は、当該国際線貨物拠点単位期間累計重量が前年同期から増加することとなった運航を開始した日から、3年を経過する日の属する単位期間の末日までとする。

(4) 次のアからウのいずれかに該当する場合、本特例は適用しない。ただし、天候その他やむを得ない事由がある場合にはこの限りでない。

ア 「2以上の路線」について、新規に運航を開始した日から6箇月を経過しても他の路線の運航を行わない場合。

イ 週間2便以上の運航を行わない場合。

ウ 2.に規定する特例の適用を受ける場合。

4. 国内線増量割引

(1) 割引重量の算定対象は平成28年4月1日から平成32年3月31日までの新規就航等により生じた増加重量とする。また、割引重量の算定に際し用いる単位期間は、6箇月間とし、上期は4月1日から9月30日まで、下期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 対象となる航空機は、中部国際空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦内の他の地点との間に路線を定めて一定の日時により有償で旅客又は貨物を運送する航空機とする。

(3) 割引重量の算定は、(2)の条件を満たす航空機のうち、もっぱら貨物を運送する航空機とそれ以外の航空機とにそれぞれ区分して算定する。

(4) 各年・各期における割引重量の算定は次による。

- ・ $W(y) = (1)$ に規定する単位期間における(2)及び(3)に規定する航空機の最大離陸重量を当該国内航空運送事業者ごとに合計する。(以下「国内線単位期間累計重量」という。)

- ・各年・各期の割引重量は、当該国内線単位期間累計重量の前年同期からの増加分を計算し、これに割引率を乗じて算定する。

(ア) 平成28年度各期における割引重量

(a) $W_{27} \leq W_{28}$ の場合

$(W_{28} - W_{27}) \times 80\%$ を割引重量とする。

(b) (a) にあてはまらない場合

割引重量は0とする。

(イ) 平成 29 年度各期における割引重量

(a) $W_{27} \leq W_{28} \leq W_{29}$ の場合

$(W_{29} - W_{28}) \times 80\% + (W_{28} - W_{27}) \times 50\%$ を割引重量とする。

(b) $W_{28} \leq W_{29}$ の場合

$(W_{29} - W_{28}) \times 80\%$ を割引重量とする。

(c) (a) (b) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(ウ) 平成 30 年度各期における割引重量

(a) $W_{27} \leq W_{28} \leq W_{29} \leq W_{30}$ の場合

$(W_{30} - W_{29}) \times 80\% + (W_{29} - W_{28}) \times 50\% + (W_{28} - W_{27}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(b) $W_{27} \leq W_{28} \leq W_{30} \leq W_{29}$ の場合

$(W_{28} - W_{27}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(c) $W_{28} \leq W_{29} \leq W_{30}$ の場合

$(W_{30} - W_{29}) \times 80\% + (W_{29} - W_{28}) \times 50\%$ を割引重量とする。

(d) $W_{29} \leq W_{30}$ の場合

$(W_{30} - W_{29}) \times 80\%$ を割引重量とする。

(e) (a) (b) (c) (d) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(エ) 平成 31 年度各期における割引重量

(a) $W_{28} \leq W_{29} \leq W_{30} \leq W_{31}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 80\% + (W_{30} - W_{29}) \times 50\% + (W_{29} - W_{28}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(b) $W_{28} \leq W_{29} \leq W_{31} \leq W_{30}$ の場合

$(W_{29} - W_{28}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(c) $W_{29} \leq W_{30} \leq W_{31}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 80\% + (W_{30} - W_{29}) \times 50\%$ を割引重量とする。

(d) $W_{30} \leq W_{31}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 80\%$ を割引重量とする。

(e) (a) (b) (c) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(オ) 平成 32 年度各期における割引重量

(a) $W_{29} \leq W_{30} \leq W_{31} \leq W_{32}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 50\% + (W_{30} - W_{29}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(b) $W_{29} \leq W_{30} \leq W_{32} \leq W_{31}$ の場合

$(W_{30} - W_{29}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(c) $W_{30} \leq W_{31} \leq W_{32}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 50\%$ を割引重量とする。

(d) (a) (b) (c) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(カ) 平成 33 年度各期における割引重量

(a) $W_{30} \leq W_{31} \leq W_{32} \leq W_{33}$ または $W_{30} \leq W_{31} \leq W_{33} \leq W_{32}$ の場合

$(W_{31} - W_{30}) \times 30\%$ を割引重量とする。

(b) (a) にあてはまらない場合

割引重量は 0 とする。

(5) (4) の規定において、次のアに該当する場合には各年・各期の割引重量の割引率に 20% を加算するものとする。

(国内線大型機材割引)

ア 当該国内線単位期間累計重量の前年同期からの増加分が、新たな運航計画に基づき最大離陸重量が 130 トンを超える大型機材により運航されたものによる場合。

(6) (4) の規定において、適用期間中に、新規就航や便数及び使用機材に計画的な変更（以下、「運航計画の変更」という。ただし、運航計画の変更のうち中部空港事務所が定める「運航の計画書 様式 2」で提出される変更を除く。）がない路線は、国内線単位期間累計着陸重量から除くものとする。

(7) (4) の規定において、適用期間以前の事運航計画の変更により、当該国内線単位期間累計重量に前年同期の国内線単位期間累計重量と比較し増量又は減量があった場合は、必要な補正を行い、割引重量を算定する。

(8) (4) の規定において、当該国内線単位期間累計重量に前年同期の国内線単位期間累計重量と比較し減量があった場合、その減量が軽微なものと会社が認めたときは、必要な補正を行い、割引重量を算定する。

(9) (1) から (8) までの適用にあたっては、規程第 15 条第 2 項第 1 号ア (イ) からウに依じて重量を査定するものとする。

(10) (1) から (9) までの規定に基づき割引重量を算定するに際して、一の単位期間の日数とこれと比較すべき単位期間の日数に差がある場合には、必要な補正を行い、割引重量を算定する。

(11) III に規定する特例の適用を受ける場合、本特例は適用しない。

5. 重量の査定

2. から 4. までの規定の適用にあたっては、会社合併、持株会社設立等による経営統合等及び共同運航の関係にある航空運送事業者間において同時期に同規模の増減便があった場合等、会社が必要と認める時は重量の査定を行うものとする。

II 特例が適用される航空機の着陸料の算定方法

I に定める最大離陸重量の特例が適用される航空運送事業者が、会社に対して支払わなければならない着陸料の額は、当該航空運送事業者の国際航空に従事する航空機及び国内航空に従事する航空機のそれぞれにおける着陸料算定の基礎となる最大離陸重量の合計に規程 15 条第 2 項第 1 号アからウに定める額を乗じた額から、I の 2. から 5. までの規定に基づき算定される割引重量（トンによるものとし、トン未満は、1 トンとして計算する。）に規程第 15 条第 2 項第 1 号ア (ア) に定める額を乗じた額を控除した額とする。

III 着陸料の特例

国内線小型ジェット機（提供座席数が100席以下のジェット機をいう。以下同じ。）に対する着陸料の特例を次のとおり定める。

- (1) 適用期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。
- (2) 対象となる航空機は、国内定期航空運送事業を営む本邦航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦内の各地間に路線を定めて、一定の日時により有償で旅客を運送する場合（臨時便を含む）において、旅客の搭乗または降機を行うために中部国際空港に着陸した小型ジェット機とする。
- (3) 本特例が適用される航空機の着陸料は、規程第15条第2項第1号ア（ア）又はウ（ア）（イ）の規定により計算して得た額から80%を割り引くこととする。
- (4) 本特例については、規程第15条第2項第1号ア（イ）は適用しないものとする。
- (5) I. 4. に規定する特例の適用を受ける場合、本特例は適用しない。